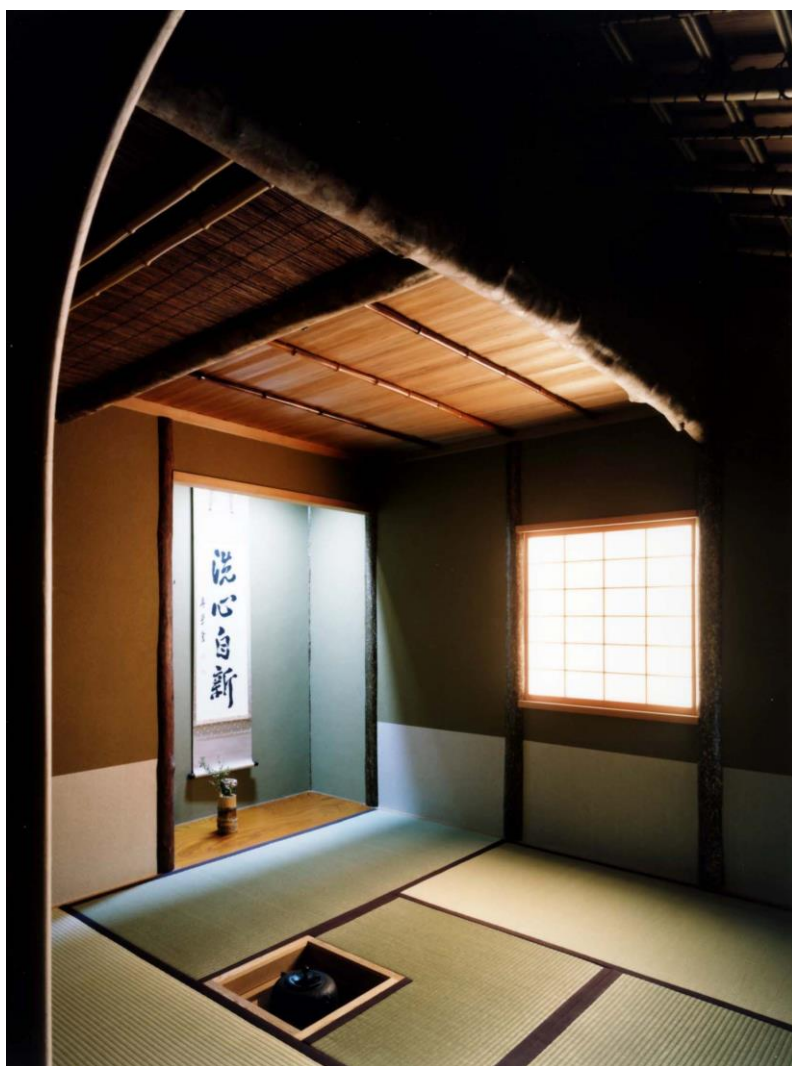


文化フォーラム春日井 会議室・文化活動室・和室 利用の手引き



平成 27 年 8 月 18 日作成

1 文化フォーラム春日井・会議室/文化活動室/和室の概要

- 文化フォーラム春日井は、「春日井市文芸館(1・2階)」と「春日井市図書館(3・4階)」で構成される複合文化施設です。
- 春日井市文芸館は、「芸術文化の振興に関する催し物」のためにご利用いただくことができます。
- 春日井市文芸館は、公益財団法人かすがい市民文化財団(以下「財団」と言います。)が春日井市の指定を受け指定管理者として管理しています。

開館時間

- 開館時間 9時～21時30分
- 休館日 1 月曜日(祝祭日・振替休日の場合はその直後の休日でない日)
2 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
3 その他、設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

利用区分と施設使用料

	午前	午後	夜間
	9:00-12:00	13:00-17:00	17:30-21:30
会議室(A)	2,000円	2,700円	2,700円
会議室(B)	2,200円	2,900円	2,900円
文化活動室	2,700円	3,600円	3,600円
和室(A)	700円	900円	900円
和室(B)	700円	1,000円	1,000円

(連続利用時)

	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00-17:00	13:00-21:30	9:00-21:30
会議室(A)	4,700円	5,400円	7,400円
会議室(B)	5,100円	5,800円	8,000円
文化活動室	6,300円	7,200円	9,900円
和室(A)	1,600円	1,800円	2,500円
和室(B)	1,700円	2,000円	2,700円

- 1 最長3日間まで連続利用できます。ただし、休館日は含めません。
- 2 利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。
- 3 原則として利用時間を延長することはできませんが、他の利用に支障がないと認められるときは超過または繰上することができます。ただし、超過または繰上時間1時間について、夜間の区分にかかる使用料の2割に相当する額をいただきます。

附属設備(有料)

附属設備	仕様	数量	附属設備使用料
プロジェクター	書画カメラ、Blu-ray プレーヤー、PCに 接続可能 (書画カメラ・Blu-ray プレーヤーは備え付け、 PCは主催者の持ち込みになります。)	1台	2,060円/台
展示用パネル	縦210cm×横120cm	10枚	50円/枚

- 附属設備使用料は、午前、午後、夜間の区分毎に課金されます。

【例】 展示用パネル2枚を午前・午後とご利用されると、使用料は50円×2枚×2
区分で、合計200円となります。

※プロジェクターへの映像入力端子は、RGB(ミニD-Sub15pin)・HDMI・RCA(赤白黄色)に対応
しています。

※持ち込みするPCに写真左のHDMIか写真右のRGB(ミニD-Sub15pin)または、RCA(赤白黄
色)出力端子があるか事前にご確認ください。



※展示用パネルに使用する展示用ワイヤーおよびフックは無料で貸出します。

附属設備(無料) ※プロジェクターは有料です

名称	広さ等	設備等
会議室 (A)	36人 (87㎡)	<p>■ 単独利用</p> <p>座席 36人(机12台、イス36脚)</p> <p>設備</p> <p>演台 各1台</p> <p>ホワイトボード(移動式) 各1台</p>
会議室 (B)	36人 (85㎡)	<p>■ 一体利用</p> <p>座席 84人(机28台、イス84脚)</p> <p>設備</p> <p>100型スクリーン(16:10) 1式</p> <p>※天井吊下プロジェクター(5,200ルーメン) 1台</p> <p>Blu-rayプレーヤー 1台</p> <p>書画カメラ 1式</p> <p>ワイヤレスマイク 2本</p> <p>コードマイク 2本</p> <p>マイクスタンド 2本</p> <p>演台 1台</p> <p>ホワイトボード(固定式) 1式</p>
文化 活動室	45人 (106㎡)	<p>仕様 OA床</p> <p>設備</p> <p>※プロジェクター 1台</p> <p>MD/CD デッキ 1台</p> <p>スクリーン 1式</p> <p>演台 1台</p> <p>ホワイトボード(固定式) 1式</p> <p>ホワイトボード(移動式) 1台</p>
和室(A)	10畳 (27㎡)	<p>設備</p> <p>座卓 4台</p> <p>ホワイトボード(移動式) 1台</p>
和室(B) 茶室	茶室 4.5畳 (約12㎡) ※全体では (30㎡)	<p>仕様 茶室、水屋、中待合</p> <p>設備</p> <p>茶道具 1式</p>

2階諸室 共通貸出備品	長机 2本 長机用イス 13脚 ポスタースタンド 2台 姿見 1台
----------------	--

和室(B) の利用に伴う茶道具等の貸出・・・無料

No.	名称		仕様	数量
1	掛軸	かけじく	一行・縦物	1
2	掛軸	かけじく	横物	1
3	花入	はないれ	織部・掛け	1
4	花入	はないれ	信楽・置き	1
5	花入	はないれ	備前・置き	1
6	花籠	はなかご	竹製・手付型・夏用	1
7	水指	みずさし	三島	1
8	建水	けんすい	唐金	1
9	建水	けんすい	杉木地曲	1
10	風炉先	ふろさき	真塗・裏アジロ	1
11	シュロ箒	しゅろほうき		1
12	蓋置	ふたおき	赤絵	1
13	水屋瓶	みずやがめ	杉蓋・水屋柄杓・水こし柄杓付	1
14	水注葉かん	みずつぎや	唐金	1
15	風炉・釜	ふろ・かま	切合型・上部鉄下部唐金・敷板付	1
16	電熱器	でんねつき	風炉用	1
17	電熱器	でんねつき	水屋用・陶製鉢付	1
18	花台	かだい	杉製	1
19	菓子器	かしき	赤絵	1
20	干菓子盆	ひがしぼん	桐製	2
21	炉縁	ろぶち	沢栗生地	1
22	炉壇	ろだん	聚楽壁色・アルミ製	1
23	釜	かま	平丸千筋釜・アルミ製・本漆色付	1
24	一服柄杓	いっぷくひし		1
25	竹蓋置	たけふたおき	炉用、風炉用	各 1
26	ぞうり			5
27	茶缶	ちゃかん		2
28	茶さじ	ちゃさじ		1
29	茶巾グライ	ちゃきんだら		1
30	釜スエ	かますえ		1
31	タワシ			1

32	茶小刀	ちゃこがたな		1
33	花バサミ	はなばさみ		1
34	数茶碗	かずちやわん		20
35	矢筈	やはず		1
36	自在	じざい		1
37	スイハツ			1
38	銘々皿	めいめいざら	5枚×4組=20枚 織部他	4組
39	灰押	はいおし		1
40	のれん		棒は据置	1
41	湯杓	ゆしゃく	炉用、風炉用	各1
42	花入	はないれ	竹製・掛物用	1
43	水指	みずさし	唐津	1
44	茶碗	ちやわん	伊羅保・薄茶用	1
45	茶碗	ちやわん	安南・薄茶用	1
46	茶碗	ちやわん	黒楽・濃茶用	1
47	茶碗	ちやわん	萩・濃茶用	1
48	棗	なつめ	溜塗	1
49	棗	なつめ	真塗・12角・杉製	1
50	棗	なつめ	真塗・内銀・粒菊蒔絵	1
51	茶入	ちやいれ	肩衝・古瀬戸	1
52	煙草盆セット	たばこぼんせつと	丸形・春慶・火入	1
53	水張桶	みずはりおけ	ヒバ製・つくばい柄杓付	1
54	棚物	たなもの	二重棚・かき合わせ	1
55	茶杓	ちやしゃく	竹筒付(高砂)	1
56	茶杓	ちやしゃく	竹筒付(紫雲)	1
57	香合	こうごう	陶製・ハジキ型	1
58	香合	こうごう	黒檀製・黒柿	1
59	香合	こうごう	ケヤキ製・亀甲松	1
60	香合	こうごう	赤絵	1
61	花水次/花水注	はなみずつぎ	唐金製	1
62	ドラ		鉄製・パイ付	1
63	縁高	ふちだか	5段重・春慶	1
64	毛氈	もうせん	赤	1

2 お申込み方法

お申込み期間・・・2ヶ月前の初日から3日前まで

ご利用希望月の2ヶ月前の初日からご利用になる日の3日前までの間にお申込みできます。ただし、月の初日が休館日に当たる場合はその直後の開館日となります。

ご利用希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
お申込み月	2月～	3月～	4月～	5月～	6月～	7月～
ご利用希望月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お申込み月	8月～	9月～	10月～	11月～	12月～	1月～

※ 会議室は視聴覚ホールと連動してご利用する場合のみ6ヶ月前からお申込みできます。

お申込み時間・・・8時30分から 21 時30分まで

- 1 各月のお申込み初日のみ9時までのお申込みを一括して受付けし、ご希望が重なった場合は抽選を行います。
※ 抽選に参加する場合は、9時までにご来館ください。
※ ご来館の順番は、抽選には影響しません。
- 2 抽選終了後は、先着順で受付けします。

お申込み場所・・・(公財)かすがい市民文化財団事務室にて

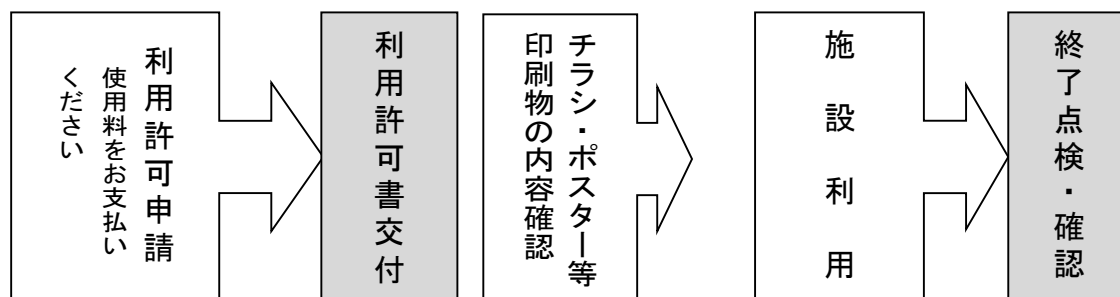
〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町5-44 文化フォーラム春日井2階
TEL 0568-85-6868 FAX 0568-82-0213

お申込み方法

受付の間違いを防ぐため、ご来館のうえ、「文芸館利用許可申請書」に必要事項を記入して提出してください。

- 1 お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねしますので、催し物の内容について十分把握している方がお越しくください。
- 2 電話によるお申込みは受付けしておりません。ただし、空き状況については、電話でもお問合せいただけます。

お申込みから利用までの手順



ご利用の変更・取消

- 1 「文芸館利用許可書」発行後に許可書の内容(ご利用日時など)に変更が生じた場合は、ご利用日の3日前までに「文芸館利用変更許可申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。
- 2 お申込み後に、ご利用者の都合により利用を取消す場合は、速やかに「文芸館利用許可取消承認申請書」に「文芸館利用許可書」を添えて提出してください。

3 支払い

使用料の納付

- 1 ご利用申込みの際に、施設使用料および附属設備使用料を現金でお支払いください。
- 2 ご利用日に追加・変更した附属設備などの使用料は、ご利用最終日のお帰りまでに、事務室にて現金でお支払いください。

使用料の払戻し

一度納めていただいた使用料は、次の場合にのみ払戻しいたします。

払戻しの理由	払戻しの金額
公共の福祉のためやむを得ない理由により、財団理事長が利用の許可を取消しまたは中止を命じたとき。	使用料の100分の100
災害その他ご利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき。	使用料の100分の100
ご利用者が、利用日の10日前までに利用の取消しまたは許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると財団理事長が認めるとき。 1 利用日の30日前まで…………… 2 利用日の20日前まで…………… 3 利用日の10日前まで……………	使用料の100分の100 使用料の100分の70 使用料の100分の30

4 注意事項

利用の不許可

【春日井市文芸館条例 第5条】

次のいずれかに該当するときは利用を許可しないことがあります。

- 1 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認めるとき。
- 2 文芸館をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- 3 文芸館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他財団理事長が適当でないとき。

利用の許可の取消し等

【春日井市文芸館条例 第8条】

次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用の中止若しくは退館を命ずることがあります。それにより生じた損害について当財団はその責を負いません。(→ただし、使用料については、P8「使用料の払戻し」参照)

- 1 春日井市文芸館条例、同条例施行規則、許可に付けられた条件、および財団理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 3 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

利用者の遵守事項

【春日井市文芸館条例 第7条、同条例施行規則 第8・9条】

- 1 文芸館の施設等の収容定員を超えて入場させないでください。
- 2 文芸館内外の秩序を保つため必要に応じて整理員を置いてください。
- 3 文芸館の原状の変更または回復、文芸館に入館する方の整理その他文芸館の施設等の利用については、職員の指示に従ってください。
- 4 入館者に次に掲げる事項を守っていただくようお願いしてください。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙または火気を使用しないでください。
 - (2) 文芸館内を清潔に保つようご協力ください。
 - (3) 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
 - (4) 所定の場所以外に出入りしないでください。
 - (5) その他文芸館の管理上不適当と認められるような行為をしないでください。
- 5 許可の際に付けられた条件に従ってください。

目的外利用等の禁止

【春日井市文芸館条例 第9条】

文芸館の施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸することはできません。

入館者の制限

【春日井市文芸館条例 第14条】

次のいずれかに該当する方に対して、文芸館への入館を拒絶し、または退館を命ずることがあります。

- 1 感染症にかかっている方
- 2 危険な物品を携帯し、または動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う方
- 3 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認められる方
- 4 文芸館をき損しまたは滅失するおそれがあると認められる方
- 5 文芸館の管理上支障があると認められる方

原状回復義務

【春日井市文芸館条例 第11・13条、同条例施行規則 第14条】

- 1 文芸館の利用を終わったとき若しくは利用の許可を取り消されたとき、または利用の中止を命ぜられたときは、直ちに文芸館を原状に復してください。
- 2 原状回復義務を履行しないときは、当財団がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収いたします。
- 3 故意または過失により文芸館をき損し、または滅失した方は、直ちにその理由を付けて当財団に届け出て、春日井市長の指示に従い、損害を賠償していただきます。

利用器具等の返還

【春日井市文芸館条例施行規則 第15条】

文芸館の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した設備および器具を職員立会いの上返還してください。

職員の立入り

【春日井市文芸館条例施行規則 第10条】

文芸館の管理上の必要により、利用している文芸館の施設等を職員が出入りする場合は、これに応じてください。

公益財団法人かすがい市民文化財団
〒486-0844 愛知県春日井市烏居松町 5-44
文化フォーラム春日井
TEL:0568-85-6868 FAX:0568-82-0213
メール:sss@kasugai-bunka.jp
ホームページ:<http://www.kasugai-bunka.jp>